

三社地第 2-177 号
平成 30 年 6 月 25 日

三島市指定第 1 号事業事業所 管理者様

三島市地域包括ケア推進課長

三島市介護予防・日常生活支援総合事業の
利用者に対するサービス提供に関する記録等の保存期間について（通知）

梅雨の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から当市の介護保険行政・高齢者福祉行政の推進につきまして格別なるご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて三島市では、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）の利用者に対するサービス提供に関する記録等の保存期間を下記のとおり定めますので、ご対応をお願いいたします。

記

1 三島市総合事業の利用者に対するサービス提供に関する記録等の保存期間

地方自治法第 236 条第 1 項の規定により、総合事業費の請求等の消滅時効が 5 年とされていることを鑑み、三島市総合事業においては、

利用者に対するサービス提供に関する記録等の保存期間を、サービス提供完結の日から 5 年間
とします。

※介護（予防）給付とは、保存期間が異なります。

※詳細は、添付の平成 13 年 9 月 13 日付厚生労働省老健局介護保険課・老人保健課事務連絡「介護給付費等の保管について」をご確認ください。

2 運営規定、契約書、重要事項説明書の確認

各事業所の運営規定、契約書、重要事項説明書に文書の保存期間が記載されている場合は、上記に沿って確認・見直しをお願いします。

※運営規定を変更する際は、変更届出書を提出することとしていますが、今回の通知に関する文書の保存期間のみの変更については、変更の届出の提出は不要とします。他の項目について変更が生じた際に、併せて届出をお願いいたします。

※他市町村被保険者へのサービス提供に関する記録等の保存期間については、当該保険者市町村にご確認をお願いいたします。

※三島市公式ウェブサイトの以下のページで公開中の運営規程例では、文書の保存期間が「サービスを提供した日から 5 年間」とされていたため、「サービス完結の日から 5 年間」に修正しましたので、ご確認ください。

総合事業の運営規定例について <http://www.city.mishima.shizuoka.jp/ippn033898.html>

三島市 社会福祉部 地域包括ケア推進課
電 話 055-983-2759
F A X 055-975-3159
E-mail houkatsu@city.mishima.shizuoka.jp

(改正後全文)

事務連絡
平成 13 年 9 月 19 日

都道府県介護保険主管課 殿

厚生労働省老健局介護保険課
老人保健課

介護給付費請求書等の保管について

介護給付費の請求方法については、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成 12 年厚生省令第 20 号）に基づき、伝送、磁気媒体及び紙により事業者から請求されているが、これら（以下「介護給付費請求書等」という。）の保管に関する基本的な考え方について次のとおり整理したので通知する。

なお、貴都道府県内の市町村及び国民健康保険団体連合会への周知についても、よろしくお願ひします。

1. 介護報酬の請求等の消滅時効について

① 介護報酬の請求

介護保険においては、事業者が受け取る介護報酬（9割分（介護保険法第 49 条の 2 又は第 59 条の 2が適用される場合にあっては、8割分））は、被保険者を代理して受領するという構成となっていることから、介護保険法第 200 条第 1 項の規定により 2 年。

〈参考〉

・介護保険法第 200 条第 1 項

保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、2 年を経過したときは、時効によって消滅する。

② 介護予防・日常生活支援総合事業費の請求

介護予防・日常生活支援総合事業費は、市町村が実施主体であることから、地方自治法第 236 条第 1 項の規定により 5 年。

〈参考〉

・地方自治法第 236 条第 1 項

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- ③ 過払いの場合（不正請求の場合を含まない。）の返還請求
過払いの場合（不正請求の場合を含まない。）の返還請求の消滅時効は、公法上の債権であることから、地方自治法第236条第1項の規定により5年。

〈参考〉

・地方自治法第236条第1項

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- ④ 過払いの場合（不正請求の場合に限る。）の返還請求
過払いの場合（不正請求の場合に限る。）の返還請求の消滅時効は、徴収金としての性格を帯びることから、介護保険法第200条第1項の規定により2年。

2. 介護給付費請求書等の保管期限

保管期限については保険者の判断によるが、1. を踏まえれば最長5年間保管することが望ましいと考えられる。

3. 保管場所等に関する考え方

介護給付費請求書等については、本来、保険給付の支払に最終的な責任を有する保険者が保管することが基本と考えられる。

ただし、保険者に送ることが困難な伝送及び磁気媒体による介護給付費請求書等については、当分の間、国民健康保険団体連合会においては保管することはやむを得ないものと考えられる。なお、この場合における保管方法としては、審査支払処理のために格納したデータを保管することとし、磁気媒体については支払終了後、データの漏洩を防止するためデータ抹消等の措置を講じた上で廃棄すべ

きである。

また、紙による介護給付費請求書等について、現在、保険者に送付している国民健康保険団体連合会と自ら保管している国民健康保険団体連合会とがあると承知しているが、後者の場合であって、保険者にて保管することが困難であるときには、保険者と国民健康保険団体連合会とで協議し、保管場所を決定することは差し支えないものである。